

鳴門教育大学生徒指導支援センター規則

平成27年3月24日

規則第 13 号

改正 平成29年3月 8日規則第19号

平成31年3月13日規則第19号

令和 2 年3月19日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学生徒指導支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、教員及び学校の生徒指導力を向上させることにより、生徒指導上の諸問題を解消することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学部生、大学院生及び教員の生徒指導力養成カリキュラム及びプログラムの開発
- (2) 生徒指導リーダー及びいじめ防止スタッフ等の人材養成
- (3) スクールカウンセラー等の活用モデルの構築
- (4) 生徒指導に関する相談
- (5) その他生徒指導支援に関する業務

(職員)

第4条 センターに、センター所長、兼務を命じられた教員及びその他必要な職員を置く。

(センター所長)

第5条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

(センター会議)

第6条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター所長
- (2) 兼務を命じられた教員
- (3) 研究員

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を主宰する。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営方針に関する事項
- (2) センターの年度業務実施計画に関する事項
- (3) センター人事、予算に関する事項
- (4) センターの業務の実施に関する事項
- (5) その他センターの運営に必要な事項

(事務)

第7条 センターの業務に関する事務は、学術情報推進課において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。